

事 務 連 絡
平成19年 9 月 2 0 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

中国における輸出停止企業の取扱いについて

標記については、平成19年7月19日付け事務連絡にて連絡したところですが、中国における輸出停止企業リストの44番の企業の英名について、8月末において、Xiamen Maruzen Co. Ltd から Zhangzho Zishan Frozen Foods Co. Ltd に表記が変更されていたことから、中国政府に確認を行ったところ、リストへの記載誤りであるとの回答を得ました。

については、Xiamen Maruzen Co. Ltd に関して、当該リストへの掲載を理由に貨物を保留する対象とはしないこととしましたのでお知らせします。

また、Xiamen Maruzen Co. Ltd は輸出者であることから、同社を製造者又は製造所とする食品等輸入届出があった場合には、輸入者に対し届出の記載に誤りがないかを確認した上で、実際の製造者又は製造所がリストに掲載されている企業に該当する場合は、輸入手続きを保留するよう対応方お願いします。

一方、当該リストの10番及び32番の企業については、9月4日及び11日付けで輸出が再開されたところですが、輸出停止期間中に輸出された貨物についての具体的な安全性の根拠の提供を中国政府に要請しているところであり、適切な回答が得られるまでの間は、保留中の貨物について当該措置を継続するようお願いします。

なお、輸出再開以降に輸出された貨物については、当該リストへの掲載を理由に貨物を保留する対象とはしないこととします。